

二 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(リースに関する注記)</p> <p>第十五条の三 財務諸表等規則第八条の六（第三項及び第四項を除く。）の規定は、リースについて準用する。この場合において、同条第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同項第一号ロ(1)及び(4)、ハ(3)、第二号イ(1)、第五項並びに第六項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第一項第一号ロ(2)から(4)まで、第二号イ(2)及び第三号イ中「損益計算書」とあるのは「連結損益計算書」と、同項第一号ロ及び第二号ロ中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、同項第二号ロ(3)及び(4)並びに第三号ロ中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と読み替えるものとする。</p> <p>(関連当事者との取引に関する注記)</p> <p>第十五条の四の二 連結財務諸表提出会社が関連当事者との取引（当該関連当事者が第三者のために当該連結財務諸表提出会社との</p>	<p>(リース取引に関する注記)</p> <p>第十五条の三 財務諸表等規則第八条の六（第四項を除く。）の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と読み替えるものとする。</p> <p>(関連当事者との取引に関する注記)</p> <p>第十五条の四の二 「同上」</p>

間で行う取引及び当該連結財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該連結財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。)を行つている場合には、その重要なものについて、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。

〔一〇八 略〕

九 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権(財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する貸倒懸念債権をいう。)又は破産更生債権等(同号に規定する破産更生債権等をいう。第二十三条第一項第三号及び第三号の二並びに第二百三十五条第一項第三号及び第三号の二において同じ。)に区分されている場合には、次に掲げる事項

〔一〇八 略〕

十 「略」

〔二〇六 略〕

(金融商品に関する注記)

第十五条の五の二 金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 「略」

二 金融商品(リース負債を除く。)の時価に関する次に掲げる事項

〔一〇八 同上〕

九 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権(財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する貸倒懸念債権をいう。)又は破産更生債権等(同号に規定する破産更生債権等をいう。第二十三条第一項第三号及び第三号の二並びに第二百三十五条第一項第三号及び第三号の二において同じ。)に区分されている場合には、次に掲げる事項

〔一〇八 同上〕

十 「同上」

〔二〇六 同上〕

(金融商品に関する注記)

第十五条の五の二 「同上」

一 「同上」

二 金融商品の時価に関する次に掲げる事項

「イ」ニ 略

三 金融商品（前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。）の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品（リース債権及びリース投資資産を除く。ロにおいて同じ。）の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

〔1〕(3) 略

「ハ・ニ 略」

〔2〕8 略

9 社債、長期借入金、リース負債及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第九十二条第一項に規定する社債明細表又は借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

（賃貸等不動産に関する注記）

第十五条の二十四 賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的と

「イ」ニ 同上

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

〔1〕(3) 同上

「ハ・ニ 同上」

〔2〕8 同上

9 社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第九十二条第一項に規定する社債明細表又は借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

（賃貸等不動産に関する注記）

第十五条の二十四 賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的と

して所有又は使用権資産（借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する企業をいう。以下この項及び次項並びに第六十七条の二第一項第一号において同じ。）が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）の形でリースの借手が保有する不動産をいう。以下この条及び第二百二十五条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

「一〇四 略」

2 前項の規定にかかわらず、使用権資産の形でリースの借手が保有する賃貸等不動産については、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を注記しなければならない。この場合において、同項第二号の規定による注記は、所有する賃貸等不動産の注記とは区別して記載しなければならない。

3 第一項第二号の賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額について、連結貸借対照表における科目との関係が明らかでない場合には、その関係を注記しなければならない。

（各資産の範囲）

第二十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投

して所有する不動産をいう。以下この条及び第二百二十五条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

「一〇四 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

（各資産の範囲）

第二十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投

資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二十三条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第二号から第二号の三までに掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

「一〇二の三 略」

三 リース債権（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されることが明らかなものを除く。）

三の二 リース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されることが明らかなものを除く。）

「四〇八 略」

「二〇五 略」

資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二十三条 「同上」

「一〇二の三 同上」

三 リース債権及びリース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されることが明らかなものを除く。）  
「号を加える。」

「四〇八 同上」

「二〇五 同上」

6 第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第三号及び第三号の二を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

7 第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項第三号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第三号の二に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

8 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第一項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第三号及び第三号の二を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

（有形固定資産の区分表示）

第二十六条 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

（有形固定資産の区分表示）

第二十六条 「同上」

することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

〔一〜三 略〕

四 使用権資産（対応する原資産が前三号及び第六号に掲げるものである場合に限る。）

〔五・六 略〕

2  
〔略〕

3 第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる項目に属する資産については、同項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

4  
〔略〕

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号、第二号又は第三号の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第四号に属する資産と一括して掲記することができる。

一  
〔略〕

二 使用権資産（対応する原資産が第四号に掲げるもの（財務諸表等規則第二十七条第八号に掲げるものを除く。）である場合に限る。）

〔一〜三 同上〕

四 リース資産（連結会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前三号及び第六号に掲げるものである場合に限る。）

〔五・六 同上〕

2  
〔同上〕

3 第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。

4  
〔同上〕

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条 〔同上〕

一  
〔同上〕

二 リース資産（連結会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が次号及び第四号に掲げるものである場合に限る。）

〔三・四 略〕

2 〔略〕

3 第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる項目に属する資産については、同項第四号に掲げる項目に属する資産を含めて表示することができる。

〔4・5 略〕

（投資その他の資産の区分表示等）

第三十条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならぬ。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

〔一〜四 略〕

五 使用権資産（対応する原資産が次号に掲げるものである場合に限る。）

六 〔略〕

〔2〜4 略〕

5 第二十三条第三項の規定は、第一項第六号の資産について準用する。

6 第一項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げる項目に属する

〔三・四 同上〕

2 〔同上〕

3 第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項第四号に掲げる項目に含めることができる。

〔4・5 同上〕

（投資その他の資産の区分表示等）

第三十条 〔同上〕

〔一〜四 同上〕

〔号を加える。〕

五 〔同上〕

〔2〜4 同上〕

5 第二十三条第三項の規定は、第一項第五号の資産について準用する。

〔項を加える。〕

資産については、同項第六号に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

(流動負債の区分表示)

第三十七条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号の二及び第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

「一・二 略」

三|| リース負債

「四〇八 略」

「2〇6 略」

7|| 第一項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる項目に属する負債については、同項各号(第三号を除く。)に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十八条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従

(流動負債の区分表示)

第三十七条 「同上」

「一・二 同上」

三|| リース債務

「四〇八 同上」

「2〇6 同上」

「項を加える。」

(固定負債の区分表示)

第三十八条 「同上」

い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第六号及び第七号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

「一・二 略」

三 リース負債

「四〇十 略」

「二〇四 略」

5 第一項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第三号を除く。）に掲げる項目に属する負債を含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（営業外費用の表示方法）

第五十八条 営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、リース負債に係る利息費用、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当

「一・二 同上」

三 リース債務

「四〇十 同上」

「二〇四 同上」

「項を加える。」

（営業外費用の表示方法）

第五十八条 営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を

該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

2 前項の規定にかかわらず、リース負債に係る利息費用については、同項に規定する他の項目に属する費用に含めて表示することができる。この場合においては、当該利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記しなければならない。

(リースに係る収益及び損益の表示方法)

第六十七条の二 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 ファイナンス・リース (契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が原資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に伴つて生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。以下この項及び第二百八十六条の二において同じ。)に係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。同条において同じ。)

二 ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

三 オペレーティング・リース (ファイナンス・リース以外のリースをいう。第二百八十六条の二において同じ。)に係る収益 (貸手 (リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわ

付した科目をもつて掲記することができる。

「項を加える。」

「条を加える。」

たり対価と交換に提供する企業をいう。)のリース料に含まれるものに限る。同条において同じ。)

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益のそれぞれについては、他の収益又は損益に属する科目に含めて表示することができる。この場合においては、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益が含まれる科目及び当該収益又は損益の金額をそれぞれ注記しなければならない。

(金融商品に関する注記)

第一百十一条 金融商品(リース負債を除く。)については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

〔2～8 略〕

(各資産の範囲)

(金融商品に関する注記)

第一百十一条 金融商品については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

〔2～8 同上〕

(各資産の範囲)

第二百二十八条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

(リースに関する注記)

第二百八条 財務諸表等規則第八條の六(第三項及び第四項を除く。 )の規定は、リースについて準用する。この場合において、同条第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同項第一号ロ(1)及び(4)、ハ(3)、第二号イ(1)、第五項並びに第六項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第一項第一号ロ(2)から(4)まで、第二号イ(2)及び第三号イ中「損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と、同項第一号ハ、第二号ロ及び第三号ロ中「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同項第二号ロ(3)及び(4)並びに第三号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年以

第二百二十八条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第一種中間連結財務諸表提出会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

(リース取引に関する注記)

第二百八条 財務諸表等規則第八條の六(第四項を除く。 )の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表

内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と読み替えるものとする。

(賃貸等不動産に関する注記)

第二百二十五条 第十五条の二十四第一項（第一号及び第四号を除く。）、第二項（第一項第二号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三項中「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、「中間連結貸借対照表」とあるのは「中間連結会計期間」と、同項第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、同条第三項中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第十五条の二十四第一項第二号及び第三号に掲げる事項のうち、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号に掲げる事項の注記を省略することができる。

(各資産の範囲)

第二百三十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、

「とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

(賃貸等不動産に関する注記)

第二百二十五条 第十五条の二十四（第一号及び第四号を除く。）の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第二号中「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第十五条の二十四第二号及び第三号に掲げる事項のうち、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号に掲げる事項の注記を省略することができる。

(各資産の範囲)

第二百三十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、

第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五條から第十六條の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第三十一條第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二百三十五條 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならぬ。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

「一・二 略」

三 リース債権（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

三の二 リース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかな

第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五條から第十六條の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、財務諸表等規則第三十一條第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二百三十五條 「同上」

「一・二 同上」

三 リース債権及びリース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

「号を加える。」

ものを除く。)

〔四〇六 略〕

〔2・3 略〕

4 第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第三号及び第三号の二を除く。）に掲げる項目に属する資産を含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

5 第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項第三号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第三号の二に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産を一括して表示することができる。

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第一項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第三号及び第三号の二を除く。）に掲げる項目に属する資産を含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号及び第三号の二に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

（流動負債の区分表示）

第二百五十条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に

〔四〇六 同上〕

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

（流動負債の区分表示）

第二百五十条 〔同上〕

従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

「一・二 略」

三 リース負債

「四〇七 略」

「二〇四 略」

5 第一項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第三号を除く。）に掲げる項目に属する負債を含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第二百五十一条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号及び第六号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をも

「一・二 同上」

三 リース債務

「四〇七 同上」

「二〇四 同上」

「項を加える。」

（固定負債の区分表示）

第二百五十一条 「同上」

つて一括して掲記することができる。

〔一・二 略〕

三 リース負債

〔四〇八 略〕

〔二〇四 略〕

5 前条第五項の規定は、第一項第三号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(営業外費用の表示方法)

第二百七十五条 営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、リース負債に係る利息費用、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもの一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

2 第五十八条第二項の規定は、リース負債に係る利息費用について準用する。

(リースに係る収益及び損益の表示方法)

第二百八十六条の二 第六十七条の二の規定は、ファイナンス・リースに係る販売損益、ファイナンス・リースに係るリース債権及

〔一・二 同上〕

三 リース債務

〔四〇八 同上〕

〔二〇四 同上〕

〔項を加える。〕

(営業外費用の表示方法)

第二百七十五条 営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもの一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

〔項を加える。〕

〔条を加える。〕

びリース投資資産に対する受取利息相当額並びにオペレーティング・リースに係る収益について準用する。

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第三百十条 第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と、第八十八条第二項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは、「第二種中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第三百十条 第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

様式第四号

【連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 ( 年 月 日)	当連結会計年度 ( 年 月 日)
資産の部		
流動資産		
[略]		
リース債権	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
リース債権 (純額)	×××	×××
リース投資資産	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
リース投資資産 (純額)	×××	×××
[略]		
固定資産		
有形固定資産		
[略]		
使用権資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
使用権資産 (純額)	×××	×××
[略]		
無形固定資産		
[略]		
使用権資産	×××	×××
[略]		
投資その他の資産		
[略]		
繰延税金資産	×××	×××
使用権資産	×××	×××

様式第四号

【連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 ( 年 月 日)	当連結会計年度 ( 年 月 日)
[同左]		
[同左]		
[同左]		
リース債権及びリース投資 資産	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
リース債権及びリース投 資資産 (純額)	×××	×××
[同左]		
[同左]		
[同左]		
リース資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
リース資産 (純額)	×××	×××
[同左]		
[同左]		
[同左]		
リース資産	×××	×××
[同左]		
[同左]		
繰延税金資産	×××	×××

[略]

[略]

[略]

負債の部

流動負債

[略]

リース負債	×××	×××
-------	-----	-----

[略]

固定負債

[略]

リース負債	×××	×××
-------	-----	-----

[略]

[略]

[略]

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

様式第五号

【連結損益計算書】

(単位： 円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 年月日	(自 年月日
	至 年月日)	至 年月日)

[略]

営業外費用

支払利息	×××	×××
------	-----	-----

リース負債に係る利息費用	×××	×××
--------------	-----	-----

[略]

[略]

(記載上の注意)

[略]

[同左]

[同左]

[同左]

[同左]

[同左]

[同左]

リース債務	×××	×××
-------	-----	-----

[同左]

[同左]

[同左]

リース債務	×××	×××
-------	-----	-----

[同左]

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1.・2. 同左]

様式第五号

【連結損益計算書】

(単位： 円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 年月日	(自 年月日
	至 年月日)	至 年月日)

[同左]

[同左]

支払利息	×××	×××
------	-----	-----

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

様式第十号

【借入金等明細表】

区 分	当期首残高 (円)	当期末残高 (円)	平均利率 (%)	返済期限
[略]				
1年以内に返済予定のリース負債				—
[略]				
リース負債(1年以内に返済予定のものを除く。)				
[略]				

(記載上の注意)

- 第37条第1項第2号に規定する短期借入金、同項第3号及び第38条第1項第3号に規定するリース負債、同項第2号に規定する長期借入金(連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。)並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの(社債を除く。以下「その他有利子負債」という。)について記載すること。ただし、ノンリコース債務(第41条の2第1項に規定するノンリコース債務をいう。6において同じ。)については、短期借入金、リース負債、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載すること。

[2. ~4. 略]

- 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、連結会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース負債を連結貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分している場合には、リース負債については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース負債について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。
- リース負債、長期借入金及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)については、連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記するこ

様式第十号

【借入金等明細表】

区 分	当期首残高 (円)	当期末残高 (円)	平均利率 (%)	返済期限
[同左]				
1年以内に返済予定のリース債務				—
[同左]				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
[同左]				

(記載上の注意)

- 第37条第1項第2号に規定する短期借入金、同項第3号及び第38条第1項第3号に規定するリース債務、同項第2号に規定する長期借入金(連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。)並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの(社債を除く。以下「その他有利子負債」という。)について記載すること。ただし、ノンリコース債務(第41条の2第1項に規定するノンリコース債務をいう。6において同じ。)については、短期借入金、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載すること。

[2. ~4. 同左]

- 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、連結会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。
- リース債務、長期借入金及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)については、連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記するこ

と。ただし、ノンリコース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）に係る連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額については、リース負債、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記すること。

7. [略]

様式第二十一号

【中間連結貸借対照表】

(単位：円)

	前連結会計年度 (年 月 日)	当中間連結会計期間 (年 月 日)
資産の部		
流動資産		
[略]		
リース債権（純額）	×××	×××
リース投資資産（純額）	×××	×××
[略]		
[略]		
負債の部		
流動負債		
[略]		
リース負債	×××	×××
[略]		
固定負債		
[略]		
リース負債	×××	×××
[略]		
[略]		
[略]		
(記載上の注意)		
[略]		

と。ただし、ノンリコース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）に係る連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額については、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記すること。

7. [同左]

様式第二十一号

【中間連結貸借対照表】

(単位：円)

	前連結会計年度 (年 月 日)	当中間連結会計期間 (年 月 日)
[同左]		
[同左]		
[同左]		
リース債権及びリース投資資産（純額）	×××	×××
[同左]		
リース債務	×××	×××
[同左]		
[同左]		
リース債務	×××	×××
[同左]		
[同左]		
[同左]		
(記載上の注意)		
[同左]		

様式第二十二号

【中間連結損益計算書】

(単位： 円)

	前中間連結会計期間 (自 年 月 日 至 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 年 月 日 至 年 月 日)
--	-----------------------------------	-----------------------------------

[略]

営業外費用

支払利息	×××	×××
リース負債に係る利息費用	×××	×××

[略]

[略]

(記載上の注意)

[略]

様式第二十二号

【中間連結損益計算書】

(単位： 円)

	前中間連結会計期間 (自 年 月 日 至 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 年 月 日 至 年 月 日)
--	-----------------------------------	-----------------------------------

[同左]

[同左]

支払利息	×××	×××
------	-----	-----

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。